

月次改訂

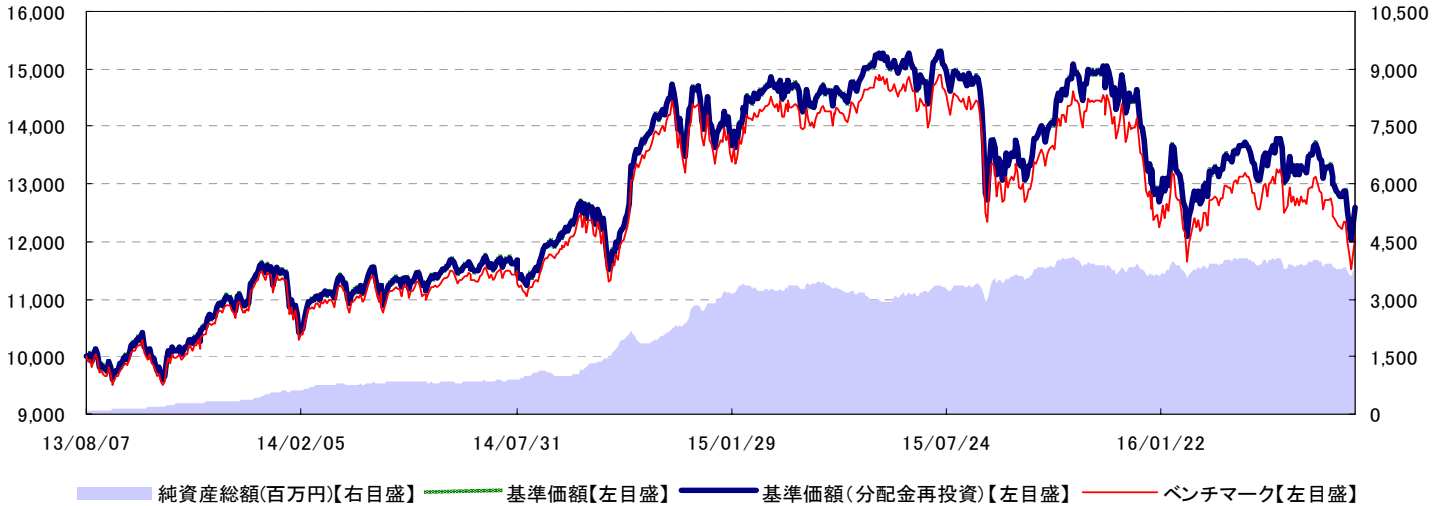
2016 / 06

# eMAXIS NYダウインデックス

追加型投信/海外/株式/インデックス型

## 運用状況等

### 基準価額の推移



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)、ベンチマークは設定日を10,000として指数化しています。
- ・基準価額および基準価額(分配金再投資)は、信託報酬除後の値です。
- ・信託報酬率については、後記の「ファンドの費用・税金」に記載しています。
- ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

ベンチマークはダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)(円換算ベース)です。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCの商品で、輸送株と公益株以外の商品とサービスを提供する米国のすべての上場銘柄から、米国を代表する優良30銘柄を選出し、指数化したものです。ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)(円換算ベース)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。「Dow Jones Industrial Average」(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、DJIA®, The Dow®, Dow Jones®およびDow Jones Industrial Average®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。三菱UFJ国際投信株式会社の当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、Dow Jones Industrial Averageの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

### ファンドの現況

	2016/06/30	前月末	前月末比
基準価額	12,585円	13,690円	-1,105円
純資産総額(百万円)	3,837	4,029	-192

	基準価額	日付
設定来高値	15,305円	2015/07/17
設定来安値	9,610円	2013/08/28

### 運用資産構成

	2016/06/30	前月末	前月末比
実質外国株式組入比率	99.93%	99.93%	0.00%
内 現物	97.81%	96.24%	1.56%
内 先物	2.13%	3.69%	-1.56%

・比率は純資産総額に対する割合です。

### 騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	-8.07%	-8.37%	-14.04%	-14.05%	-	25.85%
ベンチマーク	-8.16%	-8.78%	-14.80%	-15.49%	-	20.47%
差	0.09%	0.41%	0.76%	1.43%	-	5.38%

- ・ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。また、ファンドの騰落率と実際の投資者利回りとは異なります。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。

\*ベンチマークは、配当相当分を含まないインデックスです。  
このためファンドとベンチマークの騰落率との差異には、ベンチマークが配当相当分を含まない指数であることによって生じる「配当金要因」が含まれている点にご留意ください。

- 表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。
- 基準価額および分配金は1万口当たりです。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

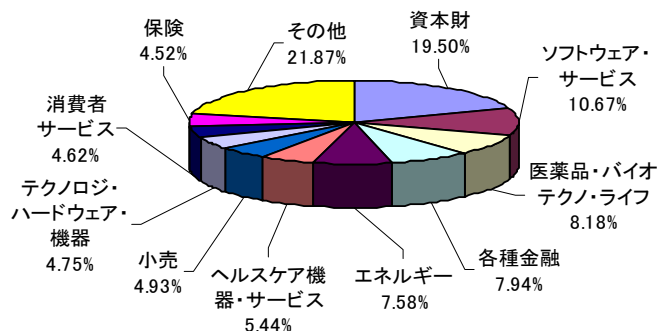
## eMAXIS NYダウインデックス

## 分配金実績(税引前)

	直近期	2期前	3期前	4期前	5期前	6期前	設定来累計
決算日	2016/01/26	2015/01/26	2014/01/27	-	-	-	
分配金	0円	0円	0円	-	-	-	0円

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 組入上位10業種



・比率は現物株式評価額に対する割合です。

## 組入上位15銘柄

(組入銘柄数: 30 銘柄)

	銘柄	国名	業種	比率
1	3M CO	アメリカ	資本財	6.49%
2	INTL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.62%
3	GOLDMAN SACHS GROUP INC	アメリカ	各種金融	5.51%
4	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	5.32%
5	HOME DEPOT INC	アメリカ	小売	4.82%
6	BOEING CO/THE	アメリカ	資本財	4.81%
7	MCDONALD'S CORP	アメリカ	消費者サービス	4.52%
8	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノ・ライフ	4.52%
9	TRAVELERS COS INC/THE	アメリカ	保険	4.42%
10	CHEVRON CORP	アメリカ	エネルギー	3.91%
11	UNITED TECHNOLOGIES CORP	アメリカ	資本財	3.80%
12	WALT DISNEY CO/THE	アメリカ	メディア	3.67%
13	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェア・機器	3.57%
14	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	3.50%
15	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	3.18%

・比率は純資産総額に対する割合です。

■表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。  
 ■基準価額および分配金は1万口当たりです。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

## eMAXIS NYダウインデックス

### ファンドの目的・特色

当ファンドは、ネット投資家向けブランド「eMAXIS」(イーマクシス)を構成するファンドの一つです。

#### ファンドの目的

米国の株式市場(ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)(円換算ベース))の値動きに連動する投資成果をめざします。

#### ファンドの特色

- ・ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・「NYダウインデックスマザーファンド」を通じて、米国の株式に実質的な投資を行います。
- ・実質的な組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

#### <主な投資制限>

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

#### <分配方針>

- ・年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 投資リスク

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

#### 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

#### 為替変動リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

#### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

(ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

委託会社(ファンドの運用の指図等) 三菱UFJ国際投信株式会社  
受託会社(ファンドの財産の保管・管理等) 三菱UFJ信託銀行株式会社  
販売会社(購入・換金の取扱い等) 後記の各照会先でご確認いただけます。

設定・運用...三菱UFJ国際投信株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

**eMAXIS NYダウインデックス**
**投資リスク**
**その他の留意点**

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

**リスクの管理体制**

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。  
また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

**手続・手数料等**
**お申込みメモ**

購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次に該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 2016年の該当日は1月18日、2月15日、3月25日、5月30日、7月4日、9月5日、11月24日、12月26日です。なお、休業日は変更される場合があります。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2013年8月7日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 くわしくは販売会社にお問合わせください。

**eMAXIS NYダウインデックス**
**手続・手数料等**

ファンドの費用・税金

**・ファンドの費用**
**【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】**

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <b>年率0.648% (税抜 年率0.6%)</b> をかけた額
その他の費用・ 手数料	監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。 上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

**・税金**

個人受益者については、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の価額から取得費を控除した利益に対して課税されます。なお、法人の課税は異なります。また、税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

**本資料のご利用にあたっての注意事項等**

投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。/ 販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金に加入していません。/ 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。/ 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

本資料は、当ファンドの運用状況をお知らせするために三菱UFJ国際投信が作成した資料です。/ 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。/ 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。/ 本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

市況動向および資金動向等により、ファンドの基本方針通りの運用が行えない場合があります。

**(ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)**

 < お客様専用フリーダイヤル > **0120-151034**  
 受付時間 / 9:00 ~ 17:00(土・日・祝日・12月31日 ~ 1月3日を除く)

 < オフィシャルサイト > <http://www.am.mufg.jp/>

## 販売会社情報一覧表

ファンド名称: eMAXIS NYダウインデックス

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社 あおぞら銀行 (7月5日から取扱開始)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号				
岩井コスモ証券株式会社 (インターネット専用)	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号				
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号				
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号				
SMB Cフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号				
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号				
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号				
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号				
株式会社 熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号				
株式会社 十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号				
株式会社 親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号				
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号				
株式会社 千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号				
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号				
株式会社 名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号				
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号				
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号				
株式会社 福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号				
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号				
株式会社 福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号				
株式会社 三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号				
株式会社 三菱東京UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号				
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号				
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号				
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号				
株式会社 山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号				
株式会社 横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号				